

唐津市総合教育会議資料

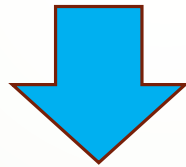
公民館の今後のあり方について
～公民館の現状と課題～

唐津市教育委員会事務局
生涯学習文化財課

公民館とは

公民館の目的（社会教育法第20条）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。



公民館は、社会教育振興のために地方自治法でいう『公の施設』
として設置され、地域住民の最も身近で気軽に利用できることを保証された教育施設

社会教育とは

定義（社会教育法第2条）

この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。



自治体や公的機関、博物館、図書館、大学などが、公的に誰でも参加できるかたちで提供する学習の機会

生涯学習とは

理念（教育基本法第3条）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。



人々が生涯にわたって行うあらゆる学習活動（学校教育・家庭教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・企業内教育・趣味など）

私たち一人一人の生きていく姿そのものに深く関わっている。

唐津市の人口と公民館（令和4年7月31日現在）

○人口 117,480人、世帯数 51,157帯、高齢化率 33.1%

○公民館 25館（本庁管内 16館：小学校区に公民館1館）
（市民センター管内 9館：中学校区に公民館1館）

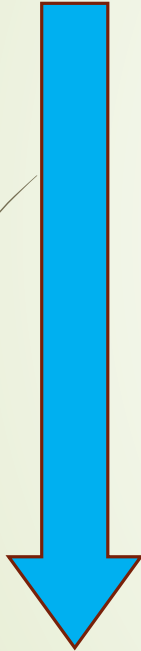
○公民館の主な事業内容

- ・主催講座の企画、実施：全200種類以上
（青少年教室、成人教室、高齢者教室、男女共同参画、家庭教育、
体育レクリエーション、教養・趣味文化、その他）
- ・サークル活動の円滑な実施支援：全560種類以上
- ・貸館

公民館の変遷

戦後の日本の再生（地域の民主化）

「生活そのものの向上を図るための教育・学術・文化事業を行う拠点」



- ・ 法整備、教育委員会の設置（教育行政が一般行政から離れる）
- ・ 昭和の大合併（社会教育予算の圧縮）
- ・ 高度経済成長（生活の激変）
- ・ 都市化（人々の孤立、利用者の広域化）
- ・ 科学技術の進歩、産業構造の変化（価値観の多様化）
- ・ 平成の大合併（住民自治機能の低下）

「持続可能な社会」「学びを通じた個人の自立と『絆』の再構築」

公民館の変遷

時代とともに公民館に求められる姿が変わった

「昭和の時代」

青年団や婦人会などの社会教育団体ターゲットの『社会教育』

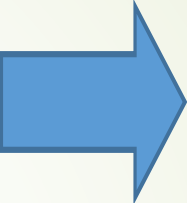
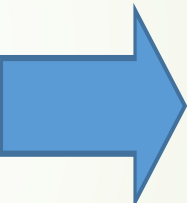
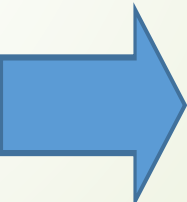
「平成の時代」

多様化する個人ターゲットの『生涯学習』

「これからの時代」は？

新しい基軸となるものが必要！

現代社会の現状

家庭	少子化	核家族化		<u>家庭教育力の脆弱化</u>
	ヤングケアラー	子どもの貧困、教育格差		
地域	少子高齢化	連帯感の希薄化		<u>地域社会の教育力低下</u>
	人々の孤立化	限界集落、消滅集落		
学校	いじめ・不登校	児童数減少による統廃合		<u>学校教育へのニーズの 多様化</u>
	特別支援教室の充実	ICTの活用		

国の政策・・・地方創生が重要課題

地域コミュニティを住民自身が担い、経営し、子に社会を次世代にきちんと受け渡していくための仕組みづくりの動きが活発化してきている。

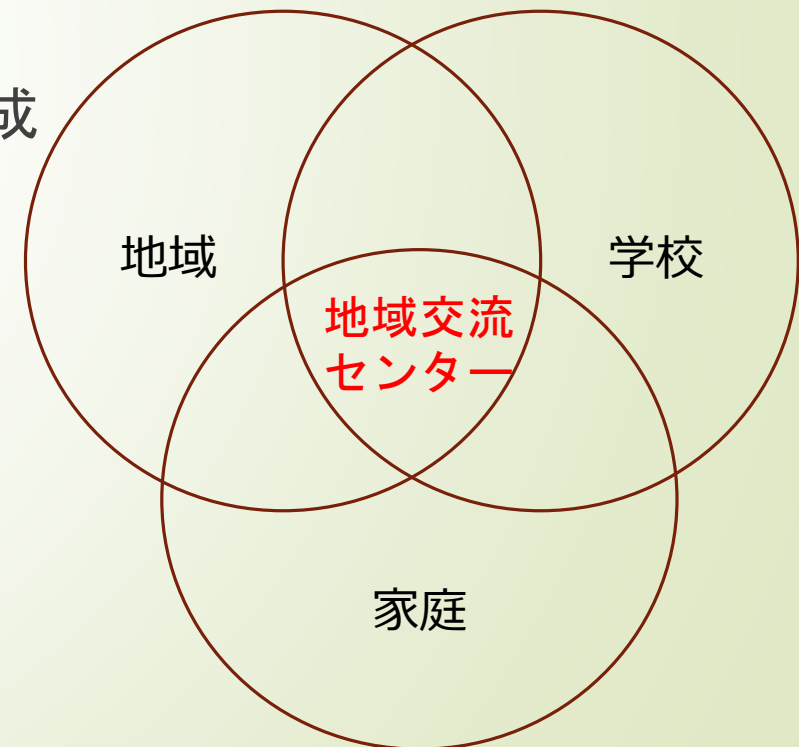
(例)

(総務省) 地域総合生活支援サービスと地域運営組織の形成

(厚労省) 地域包括ケアシステムや地域共生社会の構築

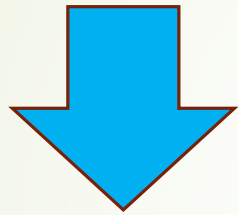
(国交省) 地域防災の実施

(文科省) 地域学校協働活動の展開



地域社会の課題①

社会情勢の変化に伴い、人々のニーズは変化し、価値観は多様化してきた。



『絆（人と人の関係性）』の重要性が見直されている

『地方創生』や『小さな拠点』など、生まれ育った故郷に住み続けるため、そして、子や孫たちも住み続けることができる『持続可能な地域づくり』に取り組む必要がある。

地域社会の課題②

公民館がもっとも身近な社会教育施設として全国に設置されてから70年以上が経過した。

戦後の荒廃から立ち上がり、経済的に大きく発展を遂げてきた。

一方で、私たちの生活や社会環境は大きく変化し、今までに経験したことがない人口減少時代を迎えている。

人口減少の進行 → 税収の減少 → 行政サービスの低下

※ 地域の課題は、地域住民自らが解決！ **「住民自治」の推進**

唐津市の方針

第2次唐津市総合計画基本構想（平成27年度～令和6年度）

まちづくりの基本理念 「市民力・地域力によるまちづくり」

将来都市像 「海と緑にかこまれたこちよい 唐津」

基本目標 4

唐津市教育の基本方針

「生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり」

＜基本的方向＞

- ・ 地域の将来を担う人材の育成を進める。
- ・ 自然・歴史・文化を活かした生涯学習環境の整備と地域コミュニティの形成を図る。

今、公民館に求められているもの

地方創生、持続可能な地域づくり



唐津市公民館の今後のあり方①

唐津市総合計画 まちづくりの基本理念「市民力・地域力によるまちづくり」

理想とする公民館は「**地域の核となる施設**」

～持続可能な地域づくりに貢献する施設～

- 1) 住民活動の最前線の拠点であり、行政の最前線である。
公民館は住民と行政の橋渡し役
- 2) 地域のひとづくり、活動づくりの拠点
持続可能な地域づくりのため、ひとづくりが必須（人材育成）
- 3) 情報発信の拠点
地域で暮していく上で必要な、様々な情報を公民館自らが積極的に収集し、発信する。

唐津市公民館の今後のあり方②

※市長公約「地域力」：地域が元気な唐津をつくる、持続する地域理想とする公民館は「**地域の核となる施設**」

果たすべき役割は「**持続可能な地域づくりに貢献すること**」

①社会教育・生涯学習 『学びの場』・・・人を育てる

+

(ひとづくり・郷土愛の醸成)

②地域交流・まちづくり 『地域づくり』・・・地域課題を解決する

(住民自治の推進)



地域交流センター（≒コミュニティセンター・まちづくり推進センター）

「市民力・地域力によるまちづくり」を実現するため、

①と②を2本の柱として、公民館の改革を進める必要がある。

唐津市公民館の今後の課題①

「地域の核となる施設」となるために **1歩踏み出す！**

1) 公民館の位置づけの見直し

社会教育施設としての役割だけではなく、地域づくりの視点を持ち、地域の課題解決に取り組む等、地域の活性化に繋げる必要がある。

※公民館見直しの根幹に関わること。

⇒ **市長部局と一緒に**なって**所掌事務等の検討**を進める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(職務権限の特例)

第二十三条 地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関すること。

唐津市公民館の今後の課題②

2) 公民館の職員配置の見直し

地域と行政を繋ぐコーディネーターである公民館職員は、重要な役割を担う。

※現状は会計年度任用職員を配置

⇒正規職員配置と適正な人数配置を検討する。

3) インターネット環境の整備と積極的な運用

ホームページ、メール、SNS等による広報で若者層を取り込み、幅広い利用に努める。利用申請等のDX推進を図り、利用しやすい環境を整える。

公民館改革（課題解決）にあたっての考え方

現在、公民館は「社会教育施設」の枠組みを超えて、公民館職員の『やる気』に支えられている。

公民館は「地域住民」と「行政」を結ぶ結節点であり、従来の「社会教育」に加え、「地域づくり」の拠点としての役割が求められている。

公民館のあり方を見直す（守備範囲を広げる）ことで、**地域力向上のための核となり得る。**

～地域が活性化すれば、唐津市全体が活性化する！～

地域と向き合う公民館、地域住民にとって最も身近な行政窓口的役割を担う公民館を目指したい。

公民館の変遷①

戦後の公民館構想「寺中構想」(1946年)

公民館は、戦争によって荒廃した人心を立て直し、日本を民主的で平和な国家へと再建するための、その基盤となる郷土の中核機関として構想された。

「第一に公民館は一の**社会教育機関**である」

「第二に公民館は一の**社交娯楽機関**である」

「第三に公民館は町村**自治振興の機関**である」

「第四に公民館は**産業振興の機関**である」

「第五に公民館は**新しい時代に処すべき青年の要請に最も関心を持つ機関**である」

資料②

公民館の変遷②

第1次あるべき姿（1967年）

公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育・学術・文化の普及ならびに向上に努め、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。

「公民館活動の基底は、人間尊重の精神にある」

「公民館活動の核心は、国民の生涯教育の態勢を確立するにある」

「公民館活動の研究の狙いは、住民の自治能力の向上にある」

資料③

公民館の変遷③

第2次あるべき姿（1970年）

キーワード：都市化に対応する公民館のあり方

- ①公民館を『教育施設をともなう「教育機関」である』と定義
- ②潤沢な税収を背景として「施設」としての自立性を高める

“公民館の「機能」に着目”

「教育」機能を高め、そのための**専門の施設と位置付けられ**
人々に**教育機会を保障する公共施設**として拡充

資料④

公民館の変遷④

第3次あるべき姿（1984年）

キーワード：生涯教育時代に即応した公民館のあり方

※『生涯学習』＝人々の継続不断の生涯にわたる学びの営み

”『住民の自治力を啓培する』ことを目指す”

近づく21世紀にそなえ、変化してやまない地域社会に深く根を下して、自ら学ぶことをとおして住民の結びつきと社会生活の発展を促す公民館の役割は重かつ大である。